

熊ヶ畑産廃場拡張許可取消しを求める意見書（案）

福岡県は、（有）エコジャパンが操業する標記産業廃棄物処分場を、面積にして約6倍（約6万㎡）、埋立て容量にして約10倍（約140万㎡）にする同社の拡張計画を、平成26年7月14日、許可決定しました。

省みれば同社は、平成2年操業開始以来、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や関係省令に違背する事例を幾度となく発生させてきた。

よって、地域住民は、同処分場が所在する熊ヶ畑地域が緑豊かな森林に囲まれた田園地域であり生み出す水は、山田川に注ぎ同産業廃棄物処分場直近の水源地は山田地区住民の生命をささえる水源となっていることから、この間、拡張許可しないよう福岡県に求めてきたものである。

ところが福岡県は、地域住民の願いを無視し許可決定した。

拡張許可決定後も、昨年27年6月BODの基準値超過による福岡県の嚴重注意は（有）エコジャパンが今なお法やきまりを逸脱した操業をおこなっていることと受止めざるを得ない。

福岡県は、今回の事態に対して昨27年12月、BODの基準値超過問題は解消された通知を出したが、根本的原因を究明し抜本的対策が講じられたとは言い難い。

加えて、本28年2月、ガス抜き管から発生している白煙と思しきものが現地で確認されているが、その原因が何かも究明されてもいない。

このまま、同社が操業を続け熊ヶ畑産廃場拡張埋立てを認めることは、山田地区の環境を脅かし、住民生活の安全が保障できない事態がうまれることが憂慮される。

よって、当市議会は山田地区の環境を守り住民生活の安全を守るため、福岡県が熊ヶ畑産廃場拡張許可取消すよう再度ここに求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月16日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先 福岡県知事